

2005年世界サミット成果文書（仮訳）

平成 17 年 9 月 16 日

I. 価値と原則

1. 我々、元首及び政府首脳は、2005年9月14 - 16日にNYの国連本部に参集した。
2. 我々は、国連への信頼、及びより平和で繁栄し公正な世界の不可欠な基礎である国連憲章の目的及び原則並びに国際法へのコミットメントを再確認するとともに、それらへの厳格な敬意を形成する決意を改めて表明する。
3. 我々は、21世紀の幕開けに採択した国連ミレニアム宣言を再確認し、主要な国連の会議や、ミレニアム・サミットを含む経済、社会及び関連の分野のサミットが、国際社会を地域社会、国家、地域及びグローバルなレベルで動員する上での、また、国連の作業を導く上での価値ある役割を認識する。
4. 我々は、自由、平等、連帯、寛容、あらゆる人権の尊重、自然の尊重、及び共有された責任を含む共通の基本的価値が、国際関係にとって重要であることを再確認する。
5. 我々は、国連憲章の目的と原則にしたがい、世界に公正で永続的な平和を打ち立てることを決意する。我々は、全ての国の主権平等、領土保全と政治的独立性の尊重、国際関係における国連憲章の目的と原則と両立しない方法での武力による威嚇又は武力の行使の自制、平和的手段により且つ正義及び国際法に従った紛争の解決、依然として植民地支配又は外国による占領下にある人民の自決権、国家の内政的な事項への不干涉、人権及び基本的自由の尊重、人種・性別・言語・宗教の違いによらない万人の平等な権利の尊重、及び経済的・社会的・文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決するための国際協力、のためのあらゆる努力を支援することに改めて献身するとともに、憲章に従って負っている義務を誠実に履行する。
6. 我々は、国連の中心的な役割を強調しつつ、世界が直面している多面的で相互に関連した課題や脅威によりよく対応するため、また、平和と安全、開発、人権の分野で進展を達成するため、国際法にしたがい、効果的な多国間システムの決定的な重要性を再確認する。また、国連の決定や決議の履行を通して国連の実効性を促進し、強化することにコミットする。
7. 我々は、今日、かつてないほどグローバルで相互依存的な世界に暮らしていると考え、どの国も、完全に孤立することはできない。我々は、集団安全保障が、

国家を越えた脅威に対する国際法に従った効果的な協力を依存することを認識する。

- 8 . 我々は、最近の発展と状況は、我々が喫緊に主要な脅威や課題についてのコンセンサスを築くことを要求していることを認識する。我々は、決意と決心を持って、これらの脅威や課題の根本的な原因に対処することを含め、右コンセンサスを具体的な行動に移していくことにコミットする。
- 9 . 我々は、平和と安全、開発及び人権が国連システムの柱であり、集団安全保障と福利の基礎であることを確認する。我々は、開発、平和と安全及び人権が相互に関連し、相互に補強し合うことを認識する。
- 10 . 我々は、開発はそれ自体が中心的な目標であり、持続可能な開発は、その経済的、社会的及び環境の側面で、国連の活動の全体的枠組みの鍵となる要素を構成することを再確認する。
- 11 . 我々は、良い統治及び国家的乃至国際的レベルにおける法の支配は、持続的な経済的発展、持続可能な開発及び貧困と飢餓の撲滅のために不可欠であることを認識する。
- 12 . 我々は、ジェンダー平等、及び、あらゆる人権と全ての基本的な自由の完全な享受の促進と保護が、開発、平和と安全を進展させるために不可欠であることを再確認する。我々は、未来の世代に適した世界を造ることにコミットしており、それは子供にとって最善の利益を考慮することである。
- 13 . 我々は、あらゆる人権の普遍性、不可分性、相互依存性及び相互関連性を再確認する。
- 14 . 世界の多様性を認識し、我々は、あらゆる文化と文明が人類の豊かさに貢献していることを認識する。我々は、世界中の宗教的、文化的多様性の尊重と理解の重要性を認識する。国際の平和と安全を促進するため、我々は、あらゆる場所における人類の福利、自由と進歩を促進させるとともに、異なる文化、文明及び人びとの間の寛容、尊重、対話と協力を奨励することにコミットする。
- 15 . 我々は、国連システムの妥当性、実効性、効率性、説明責任及び信頼性を強化することを約束する。これは我々の共通の責任であり利益である。
- 16 . 我々は、したがって、より平和で繁栄した民主的な世界を造ること、また、ミレニアム・サミットや他の主要な国連の会議やサミットの成果を履行する方法を引き続き探求し、以下4つの分野における問題の多国間の解決を図るために具体的措置を取ることを決意する。

- 「開発」
- 「平和と集団安全保障」
- 「人権と法の支配」
- 「国連の強化」

II. 開発

17. 我々は、ミレニアム開発目標と言われているミレニアム・サミットで合意されたものを含む主要な国連の諸会議及び諸首脳会議において合意された開発目標や諸目標を、適切な時期に完全に実現させるとの我々の決意を改めて強く表明する。
18. 我々は、幅広い開発の構想を形作り、共通に合意された諸目標を特定する上で、経済的、社会的及び関連分野における主要な国連の諸会議及び諸首脳会議が果たしている不可欠な役割を強調する。これらは世界の異なる地域で人々の生活向上に貢献してきている。
19. 我々は、貧困を撲滅し、全ての人々のための持続的な経済成長及び持続可能な開発、世界規模での繁栄を促進するための我々のコミットメントを再確認する。我々は、近年、いくつかの国における貧困削減に勇気づけられ、世界中の人々が裨益するために、この傾向を強化し、拡充する決意である。しかしながら、我々は、いくつかの地域において、貧困削減及び他の開発目標の実現の進展が遅く、ばらつきのあることを依然として懸念する。我々は、開発途上国がグローバル化の過程に、より効果的に参加し、恩恵を受けることができるよう、開発途上国における生産部門の開発を促進することを誓う。我々は、増加された国際的な支援に支えられた、より野心的な国家開発戦略と努力を含む全ての側面において緊急な行動が必要であることを強調する。

開発のためのグローバルパートナーシップ

20. 我々は、ミレニアム宣言、モンテレイ合意、ヨハネスブルグ実施計画における、開発のためのグローバルなパートナーシップへのコミットメントを再確認する。
21. 我々は、さらに、健全な政策、全てのレベルでの良い統治及び法の支配へのコミットメントを再確認する。我々はまた、国内資金の動員、国際的な資金の導引、開発の原動力としての国際貿易の促進、開発のための国際的な財政的・技術的協力、持続可能な債務返済及び対外債務救済の増加、国際的金融、財政及び貿易システムの一貫性及び整合性の一層の確保へのコミットメントを再確認する。
22. 我々は、各国は自国の開発について一義的な責任を負っており、持続可能な開発の達成において、国内政策と開発戦略の役割が強調されすぎることはないことを再

確認する。我々はまた、各国の国内情勢、各国のオーナーシップ、戦略、主権への尊重を考慮しつつ、各国の努力は、開発途上国の開発の機会を拡げることが目的とした協力的な地球規模の諸計画、諸措置、諸政策により補完されるべきであると認識している。このために、我々は、以下のことを決意する。

- a) ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標及び諸目的を達成するために、2006年までに包括的な国家開発戦略を採択し、実施する。
- b) マクロ経済の安定と長期的な成長を達成し、維持するとともに、効果的で透明性をもった公的資金の活用のために、効果的に国家財政を管理し、開発援助が国内のキャパシティ・ビルディングに使われるようにする。
- c) 開発援助の増額、開発の原動力としての国際貿易の推進、相互に合意する形での技術移転、投資の流入の増大、より広範で大規模な債務救済を通じて、開発途上国が国家開発政策及び戦略を採択し、実施することを支援する。また、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標達成を支援するために、十分な質をもった援助を実質的に増加させ、かつ、時宜を得た形で援助を実施することにより、開発途上国を支援する。
- d) グローバル化する世界における各国経済の相互依存の深化と国際経済関係におけるルールに基づく体制の出現は、国家の経済政策の余地、即ち、特に貿易、投資、産業開発の分野における国内政策の範囲が、今や、しばしば国際的な規律やコミットメント、あるいは世界市場の考慮により制約されることを意味している。国際的なルールとコミットメントを受け入れることにより得られる利益と、政策の余地を失うことによる制約の相殺効果を評価することは、政府の役割である。全ての国が、自国の政策余地と国際的な規律やコミットメントとの間の適切なバランスの必要性に配慮することは、開発目標を念頭に置けば、開発途上国にとり特に重要である。
- e) 開発のための地球規模のパートナーシップを促進するとともに、国内開発努力に関わるNGO、市民社会、民間部門、その他の利害関係者の貢献を増やす。
- f) 国連の諸基金、計画及び専門機関が、共通の国別評価及び国連開発援助枠組みのプロセスを通じ、開発途上国のキャパシティ・ビルディングへの支援を強化しながら、開発途上国の努力を支援するようにする。
- g) 開発を支援するために、天然資源の基盤を保護する。

開発資金

23. 我々は、モンテレイ合意を再確認するとともに、我々は、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成のためには、開発途上国及び移行経済国における開発資金の動員及びこうした資金の効果的な活用が、開発のためのグローバ

ルなパートナーシップの中核となることを認識する。この点に関し、

- a) ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された目標をそれぞれの期限内に達成するためには、ODAの実質的な増加が必要であることを認識する一方で、我々は、ODAの実質的な増加に向けての最近のコミットメント、及び全ての開発途上国に対するODAが2010年までに年間総額で約500億ドル増加するというOECDの推計によって勇気づけられている。
- b) 我々は、2015年までにODAの対GNP比0.7%目標の達成、2010年までにODAの対GNP比最低0.5%目標の達成、また後発開発途上国のためのブラッセル行動計画に従って2010年までに後発開発途上国向けODAの対GNP比0.15~0.2%目標の達成に向け、多くの先進国によるタイムテーブル策定の結果として利用可能となる増加した開発資金を歓迎するとともに、未だそれを行っていない先進国については、各国のコミットメントに従ってこの点に関する具体的な努力を行うことを懇請する。
- c) さらに、我々は、「援助効果向上に関するパリ宣言」を含め、援助の質を高め、援助の効果を向上させるための最近の努力とイニシアティブを歓迎する。また、被援助国の開発戦略援助の途上国の開発戦略との整合性確保、制度構築、取引コストの削減や官僚的手続の削減、アンタイド化の進展、被援助国の援助吸収能力や公共財政管理能力の向上、成果主義の強化といった方策を含め、明確なモニタリングや達成期限を伴った形で、合意された全てのコミットメントを実施するにあたり、効果的及び適切な時期に具体的な行動をとることを決意する。
- d) 我々は、開発途上国にとって過度に負担とならない限りにおいて、革新的な資金源を開発する価値を認識する。その点に関し、伝統的な資金源を増加、補完するための公的、民間、国内、国外における革新的および追加的開発資金源を特定することを目的とする「飢餓と貧困に対するアクション」をはじめとする国際的な努力、貢献、議論に関心を持って留意する。国際金融ファシリティ(IFF)を将来実施する国もあれば、予防接種のためのIFF(IFFim)を既に開始した国もあり、また近い将来、国をあげて、直接的に、あるいはIFFによる資金調達を通じて、とりわけ保健分野における開発案件に対する資金提供を可能にする航空券課税の実施を検討している国もある。他の国々については、これらのイニシアティブに参加するか否か、或いはどの程度まで参加するか検討しているところである。
- e) 我々は、新規投資、雇用及び開発資金を生み出すにあたって、民間部門が果たし得る不可欠な役割を確認する。
- f) 我々は、低所得国が就中その財政面、技術面及び科学技術面の要求を満たすことができるよう、適切な多国間及び国際的なフォーラムにおける取組によって低所得国の開発ニーズに取り組むことを決意する。

- g) 我々は、適切な多数国間及び国際的なフォーラムにおいて、また、二国間の取組を通じて、中所得国が就中その財政面、技術面及び科学技術面の要求を満たすことができるような措置を講ずることによって、引き続き、中所得国の開発努力を支援することを決意する。
- h) 我々は、総会によって設立された世界連帯基金を実施に移すことを決意するとともに、そうすることができる立場にある国々に対し、本件基金に自発的な貢献を行うよう要請する。
- i) 我々は、特に貧困者に対し、マイクロファイナンスとマイクロクレジットを通じたものを含め、金融サービスへのアクセスの必要性を認識する。

国内資金の動員

24. 成長、貧困撲滅及び持続可能な開発に対する我々の共通の追求において、重要な挑戦は、公的・民間双方の国内貯蓄を動員し、生産的な投資の適切な水準を持続し、人的能力を強化し、資本逃避を削減し、非合法的な資金移転を抑制し、良い国内環境を創設する上で国際協力を強化するために、必要な内的条件を確保することである。我々は、国内資金動員のための良い国内環境を作り出す上で開発途上国が行っている努力に対する支援を行う。このために、我々は、以下のことを決意する。
- a) あらゆるレベルにおける良い統治と健全なマクロ経済政策を追求し、持続された経済成長を動かし、中小企業を促進し、雇用世代を促進し、民間部門を刺激する政策及び投資を適切なものとする開発途上国の努力を支援する。
 - b) 良い統治は持続可能な開発にとって枢要であることを再確認する。即ち、健全な経済政策、人々の需要に対応できるしっかりとした民主主義機構及び改善されたインフラストラクチャーは、持続された経済成長、貧困撲滅及び雇用創出にとっての基本である。自由、平和と安全、国内的安定、開発に対する権利を含めた人権の尊重、法の支配、男女平等、市場指向政策、並びに公正かつ民主主義的社会に対する包括的なコミットメントもまた、枢要であり相互に補強し合うものである。
 - c) 我々は、腐敗との闘いをあらゆるレベルにおいて優先事項とする。また、国連腐敗防止条約に従って移転された腐敗収益を返還する努力を含め、説明責任、透明性のある公共部門の管理、企業の責任・説明責任を強調する政策の採用を含む腐敗との闘いにおける国別及び国際的な全ての取組を歓迎する。我々は、国連腐敗防止条約に署名し、批准し、また実施していない全ての加盟国に対し、それらを行うことを検討するよう慫慂する。
 - d) 民間の能力と資金を、加速化された経済開発及び飢餓・貧困撲滅に貢献するような、パートナーシップ及び革新のための良い環境をつくり出すために、公的、半官半民、

民間部門においてとられる行動を通じて、開発途上国の民間部門を刺激させるために注ぎ込む。

- e) 資本逃避を削減する努力と、非合法的な資金移転を抑制する手段を支持する。

投資

25. 我々は、開発途上国及び移行経済国の開発活動を支援し、また当該諸国が投資から得られる利益を高めるよう、当該諸国における対外投資を含むより多くの直接投資を奨励することを決意する。この点に関し、

- a) 我々は、とりわけ、適切な契約の履行、財産権の尊重や法の支配に基づいて透明性・安定性・予測可能性のある投資環境を達成し、ビジネス形成を促進する適切な政策・規制と制度的枠組みを追求することを通じ、投資誘致に資する国内環境を整備しようとする開発途上国及び移行経済国の努力を引き続き支援する。
- b) 我々は、健康、安全な飲料水と保健衛生、住居及び教育の分野において持続可能な方法で十分な投資を確保するための政策を実施し、また、社会の脆弱で恵まれない人々を保護するための公共財及び社会的安全策セーフティ・ネットの供与を実施する。
- c) 我々は、インフラ整備プロジェクトの発展の立ち上げと海外直接投資の創出を求める各国政府に対し、官民両部門、必要に応じて国際的なドナーの関与する戦略を追求するよう奨励する。
- d) 我々は、国際金融機関に対し、リスク測定メカニズムの透明性の向上を測定するよう求める。民間部門が行うソブリン・リスク評価は、厳格で客観的な、かつ透明性のあるパラメーターを最大限使用すべきであり、それは、質の高いデータ及び分析により容易になる。
- e) 我々は、開発途上国及び移行経済国への十分かつ安定的な民間資金の流れを持続させる必要性を強調する。資金源及び流入先双方の国々において、開発途上国、とりわけアフリカ、後発開発途上国、小島嶼開発途上地域及び内陸開発途上国への資金の流れに関する情報を改善するための措置が講ぜられることが重要である。短期的な資金の流れの過度の不安定性による影響を緩和する措置は重要であり、検討されなければならない。

債務

26. 我々は、債務に係る資金供給及び債務救済は、開発のための重要な資金源となりうるため、我々は開発途上国の債務問題の、時宜を得た、効果的、包括的及び持続的な解決策の重要性を強調する。このために、

- a) 我々は、国際通貨基金（IMF）、国際開発協会（IDA）及びアフリカ開発基金（A

f D F) に対して適格な重債務貧困国 (H I P C) が有する債務残高を 1 0 0 % 削減し、また、国際金融機関の資金供与能力が低下しないよう、追加的な資金を供与するとの最近の G 8 提案を歓迎する。

- b) 我々は、成長を支えるためには債務持続可能性が重要であることを強調する。また、債務救済によって自由になった資金は貧困削減、持続的な経済成長及び持続可能な開発に係る活動のために向けることができるという債務救済が果たす重要な役割を認識しつつ、債務持続可能性が発展を促すために不可欠であること、また、ミレニアム開発目標を含む国家開発目標を達成するために債務持続可能性が重要であることを強調する。
- c) さらに、我々は、無償援助の増加、H I P C の多国間及び二国間の公的債務の 1 0 0 % 削減を通じて長期的な債務持続可能性を確保することを目指す追加的な政策やイニシアティブについて検討する必要性を強調する。また、適切な場合には、ケース・バイ・ケースで、H I P C イニシアティブの対象ではない持続不可能な債務を負う低中所得国に対する、相当程度の債務救済や債務再編やこれらの国々の債務問題に対して包括的に取り組むためのメカニズムの探求について検討する必要性を強調する。こうしたメカニズムには、適切な場合には持続可能な開発のための債務スワップ、または複数債権者間による債務スワップに係る取り決めが含まれうる。以上のイニシアティブには、低所得国に対する債務持続可能性の枠組みを作るための I M F 及び世銀による新たな努力も含まれうる。こうした努力は、多国間の国際金融機関の財務上の健全性を維持しつつ、O D A 財源を損なわない形で進められるべきである。

貿易

- 2 7 . 普遍的で、ルールに基づき、開放的、無差別かつ衡平な多角的貿易体制及び意味のある貿易自由化は、世界規模の開発を実質的に促進し、全ての開発段階で各国に利益をもたらす。その点に関し、我々は、貿易自由化にコミットし、貿易が全ての国にとって経済成長、雇用及び開発を促進する点で十分な役割を果たすようにすることを再確認する。
- 2 8 . 我々は、開発途上国とりわけ後発開発途上国が経済発展に必要なニーズを満たすため、完全に世界貿易体制に参画することを確保するべく努力することにコミットする。また、我々は、開発途上国の輸出のための改善されたかつ予測可能な市場アクセスに向けたコミットメントを再確認する。
- 2 9 . 我々は、ブラッセル行動計画に従って、先進国及びそうすべき立場にある開発途上国が、後発開発途上国の全ての品目に対し無税無枠の市場アクセスを供与するとの目的に向かって作業を進める。また、後発開発途上国がサプライ・サイドの制約を乗り越えるための努力を支持する。

- 30 . 我々は、既に開発途上国に対して供与された援助を歓迎するとともに、開発途上国の生産と貿易の能力を築くための援助増加を支持及び促進することにコミットする。
- 31 . 我々は、ルールに基づいたグローバルな貿易体制における普遍的な統合の重要性を認識し、基準を満たす形での開発途上国および移行経済国のW T Oへの加盟作業を加速し促進していく。
- 32 . 我々は、ドーハ開発アジェンダの開発側面の実施に向けて迅速に取り組んでいく。

第一次産品

- 33 . 我々は、一次産品価格の低下と変動が及ぼす影響に対処すること、及び一次産品に依存している国が行っている一次産品分野の再構築、多様化及び競争力強化への取組を支援することの必要性を強調する。

クイック・インパクト・イニシアティブ

- 34 . 現在の趨勢が国際的に合意された開発目標の達成を困難にしている国々において、進展状況を即座に加速化させる必要があることに鑑み、我々は、適切な国際的支援を得て、長期的な国家開発戦略と一致した、その国主導のイニシアティブを迅速に明確にし、実施することを決意する。そのようなイニシアティブは、人々の生活の即時かつ持続性のある改善と開発目標の達成に向けての新たな希望について、即時かつ持続性のある改善を約束するものである。この点に関し、我々は、適切な場合には無料配布を含めたマラリア対策用の蚊帳の配布、効果的なマラリア治療、可能な場合には自家産の食料を使用した地域的な学校給食プログラムの拡大、初等教育の費用負担の廃止、並びに適当な場合には保健サービスの費用負担の廃止等の行動をとる。

システムの問題及びグローバル経済の意思決定

- 35 . 我々は、国際経済における意思決定及び規範設定において、開発途上国及び移行経済国の参加を拡大し、強化するとコミットメントを再確認する。このため、国際金融構造を改善するための継続的な努力の重要性を強調し、ブレトン・ウッズ諸機関における開発途上国及び移行経済国の発言と参加の強化が変わらぬ関心事であることを留意する。
- 36 . 我々は、財政、金融及び貿易システムにおける、ガバナンス、公平さ及び透明性に対する我々のコミットメントを再確認する。我々はまた、開放的で、公平で、ルールに基づき、予見可能でかつ非差別的な多角的貿易・金融体制にコミットする。
- 37 . 我々はまた、開発を支援する国際金融構造の重要な構成要素として、国家の開発への取り組みに対して極めて重要な貢献を行う健全な国内金融部門に関する我々のコミットメントを強調する。

- 38 . 我々は、国連が、開発のための国際協力の促進、並びに国際社会が合意した開発目標及び行動の一貫性、調整及び実施において基礎的な役割を果たす必要性を再確認し、持続的な経済成長、貧困撲滅及び持続可能な開発を支援するために、全ての他の多角的金融、貿易、開発機関と緊密な協力の下に、国連システムの中での調整を強化することを決意する。
- 39 . 国際的な良い統治は、持続可能な開発を達成するために基礎となるものである。ダイナミックで有効に機能する国際的経済環境を確保するために、開発途上国の開発見通しに影響を与える国際的な金融、貿易、技術及び投資パターンに取り組むことを通じて、グローバルな経済ガバナンスを促進することが重要である。このために、国際社会は、構造的及びマクロ経済的な改革の支援の確保、対外債務問題の包括的な解決、並びに開発途上国に対する市場アクセスの拡大を含め、あらゆる必要かつ適切な手段をとるべきである。

南南協力

- 40 . 我々は、南南協力の実績と大きな潜在能力を認識し、このような協力の促進を奨励するものであり、このような協力は、開発への効果的な貢献、並びにベスト・プラクティス及び強化された技術協力を共有する手段として、南北協力を補完する。この文脈において、我々は、第二回南サミットにおいて採用され、ドーハ行動計画及びドーハ宣言に含まれている、新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップの創設及びその他の地域的協力メカニズムを通じたものを含めた、南南協力の努力を強化する南の諸国の指導者の最近の決定に留意し、とりわけ三角協力を通じて開発途上国の努力を支援するよう、国際金融機関を含めた国際社会に対して奨励する。我々はまた、G S T P第3ラウンドの開始を、南南協力を活発化する重要な手段として、評価の上留意する。
- 41 . 我々は、国連南南協力ハイレベル委員会の活動を歓迎し、開発途上国の開発ニーズに効果的に対応するために、各国に対し、国連開発計画(UNDP)の南南協力特別ユニットへの支援を検討するよう要請する。
- 42 . 我々は、開発・人道援助のための南基金の潜在的な貢献と共に、開発途上国のグループによって始められたOPEC基金のようなアレンジメントによる、開発途上国の開発活動に対する多大な貢献を認識する。

教育

- 43 . 我々は、ミレニアム開発目標において掲げられている貧困削減及びその他の開発目標を達成する上でフォーマル教育及びインフォーマル教育、特に、基礎教育や非識字者をなくすための識字教育が、極めて重要な役割を担っていることを強調する。また、我々は、特に女子や女性に対し、中等・高等教育や職業教育・技術訓練拡大や、人的資源及び構造基盤能力の創出、貧困層のエンパワーメントに向けて努力す

る。この文脈において、我々は2000年の世界教育フォーラムで採択されたダカール行動枠組みを再確認し、2015年までに初等教育の完全普及を達成するとのミレニアム開発目標を実現するための手段として、「万人のための教育」プログラムの支援にあたって、貧困撲滅、特に極度の貧困の撲滅に向けた国連教育科学文化機関（UNESCO）戦略の重要性を認識する。

44. 我々は、全ての子どもが無償で良質の初等義務教育にアクセスしその課程を修了することを確保し、ジェンダー不平等や不均衡を取り除き、女子教育を改善するための努力を強化することを目的とした開発途上国の努力を支援するとのコミットメントを再確認する。我々は、また、開発途上国が主導して策定する国家教育計画を支援しつつ、「万人のための教育ファスト・トラック・イニシアティブ」を通じたあらゆる形態の追加的資源によるものも含め、開発途上国が「万人のための教育イニシアティブ」を実施していく努力を引き続き支援することにコミットする。
45. 我々は、平和教育及び人間開発の推進にコミットする。

農村・農業開発

46. 我々は、食糧安全保障と農村・農業開発とは、国家開発や適応戦略の文脈において適切かつ緊急に対処されなければならないものであり、この文脈で、適当な限り、先住民及び地域社会の貢献を強化するものであることを再確認する。我々は、貧困、飢餓及び栄養失調の撲滅とは、特にそれらが子供たちに影響を及ぼす限りにおいては、ミレニアム開発目標の達成にとって極めて重要なものであることを確信する。農村・農業開発は、国家及び国際開発政策に不可欠な部分であるべきである。我々は、食糧安全保障を達成するために農村・農業開発における生産的な投資を増加させることが必要と考える。我々は、開発途上国の農業セクターにおける農業開発や貿易能力向上に対する支援を増加させることにコミットする。商品開発事業、特に市場をベースとした事業に対する支援や、一次産品共通基金（CFC）第2勘定の下での準備に対する支援を促進すべきである。

雇用

47. 我々は、公正なグローバル化を強く支持し、女性と若年層を含めた全ての人に対する完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワークという目標を、貧困削減戦略を含め、ミレニアム開発目標を達成するための我々の努力の一部として、国家開発戦略と同様、我々の関連する国内的及び国際的政策の主たる目的とすることを決意する。これらの手段はまた、国際労働機関（ILO）第182号条約に規定される最悪の形態の児童労働、及び強制労働の除去を含むべきである。我々はまた、労働における基本的原則と権利の完全な尊重を確保することを決意する。

持続可能な開発：我々共通の環境の運営と保護

48. 我々は、アジェンダ21及びヨハネスブルグ実施計画（JPOI）の実施等を通じ、持続可能な開発の目標を達成するとのコミットメントを再確認する。このために、

我々はリオ原則を考慮しつつ、全てのレベルで具体的行動および方策に着手すること、ならびに国際協力を強化することにコミットする。これらの努力は、持続可能な開発を構成する3つの要素で相互に依存し、強化する支柱である「経済開発」、「社会発展」及び「自然保護」の融合を促進する。貧困削減、持続可能な生産消費パターンの変更、経済及び社会開発の基礎となる天然資源の保護と管理は、持続可能な開発の重要な目的であり、必須要件である。

- 49 . 我々は、ヨハネスブルグ実施計画で求められているように、先進国が先頭に立って持続可能な消費生産パターンを推進し、全ての国がその過程で利益を得られるようにする。また、その文脈で、我々は開発途上国の循環型経済への取組を支援する。
- 50 . 我々は、クリーンエネルギーの推進、エネルギー需要の充足、持続可能な開発の達成等に対処するにあたり、重大かつ複数の課題に直面しており、これらに決意と緊急性を持って取り組む。
- 51 . 我々は、気候変動は重大かつ長期的な課題であり、地球全体に影響を及ぼす可能性があるということを我々は認識している。我々は、気候変動枠組条約（UNFCCC）及び、我々の多くにとって京都議定書を含む、他の関連国際合意に基づく全てのコミットメントと責務を果たす必要があることを強調する。UNFCCCは、地球規模の気候変動に関する将来の行動のために適切な枠組みである。
- 52 . 我々は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととしない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるというUNFCCCの究極目的のためのコミットメントを再確認する。
- 53 . 我々は、気候変動の地球規模的性質に鑑み、UNFCCCの諸原則に基づき、出来る限り多くの国の協力と効率的かつ適切な国際的対応への参加が必要であることを確認する。我々は、これらの原則に従い、気候変動に取り組むための長期的な協調した行動に関する地球規模の議論を推進させることにコミットする。我々は、2005年11月にモントリオールで開催される気候変動枠組条約第11回締約国会議の重要性を強調する。
- 54 . 我々は、二国間、地域及び多国間主導のものを含むクリーンエネルギーと気候変動に対する活動を推進する各種パートナーシップが進行中であることを確認する。
- 55 . 我々は、実務的な国際協調により、更なる行動を進めていくことにコミットする。特に、
 - a) 革新、クリーンエネルギー、エネルギー効率及び保全を促進し、政策改善、規制及び資金の枠組を改善し、クリーン技術の普及を加速する。

- b) 開発途上国自身のエネルギー需要と優先順位を考慮し、ヨハネスブルグ実施計画で求められた途上国への民間投資、技術移転及びキャパシティ・ビルディングを拡大する。
- c) 自然及び人的要因による気候変動の影響への適応が、全ての国々、特にUNFCCC第4条8項に定められている脆弱な国々にとって、重要な事項であることを鑑み、途上国の抵抗力を強化し、適応目標を持続可能な開発戦略へ統合するための支援を行う。
- d) 気候変動の悪影響に関する適応ニーズに対処するため、気候変動にとりわけ脆弱な国々を含む、特に島嶼国、後発開発途上国、アフリカ諸国等途上国への支援を継続する。

56. 持続可能な開発を達成するための我々のコミットメントに従って、我々は、さらに次のとおり決意する。

- a) 国連持続可能な開発のための教育の10年及び国際「命のための水」10年を推進する。
- b) 砂漠化、土地劣化及びそれによる貧困に取り組む「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約」の実施をとりわけ十分かつ予測可能な財源の動員、技術移転及びあらゆるレベルでのキャパシティ・ビルディングを通じて支援及び強化する。
- c) 生物多様性条約及びカルタヘナ議定書の締約国は、同条約及び同議定書、その他関連する合意や2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させるというヨハネスブルグでのコミットメントの実施を支援するべきである。締約国は、生物多様性条約の枠組みの中で、ボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を促進し、保護するための国際的レジームについて引き続き交渉する。すべての国はコミットメントを実行し、2010年までに生物多様性の損失速度を著しく減少させ、また、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する国際的レジームの精緻化と交渉に向けた努力を継続する。
- d) 先住民及び彼らの居住地の持続可能な開発は、飢餓と貧困に対する我々の闘いにおいて不可欠であることを認識する。
- e) 自国の国内法令に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配

分を奨励することにつき、我々のコミットメントを再確認する。

- f) あらゆる自然災害に対する、地域的拠点のある世界規模の早期警戒システム設立に向けて速やかに作業する。その際、新たに設置されたインド洋津波警戒と減災システムなどの既存の各国および地域的な能力を活用する。
- g) 国連防災世界会議において採択された兵庫宣言及び兵庫行動枠組 2005-2015、特に自然災害を受けやすい途上国及び持続可能で物理的、社会的、経済的な復旧への移行期にある被災国について、災害後の復旧・復興プロセスにおけるリスク軽減活動の支援に関するコミットメントを完全に実施する。
- h) 統合水資源管理及び水効率計画を国家開発戦略の一部として準備すること、および 2015 年までに安全な飲み水及び基本的な衛生にアクセスできない人の数を半減することを含めたミレニアム宣言及びヨハネスブルグ実施計画に従った安全な飲み水と衛生へのアクセスを提供するための開発途上国の努力を支援する。
- i) エネルギーに対するアクセスの向上が貧困撲滅に資することを念頭に、特に開発途上国において、双方が合意する譲許的・特恵的な条件を含む優遇条件で、手頃な価格であり、かつ、よりクリーンなエネルギー効率化及び省エネルギー技術の普及と開発、また、このような技術の移転を加速させる。
- j) 国際協力の強化等を通じ、現在及び将来の世代の利益のため、あらゆる種類の森林の保全、持続可能な経営及び開発を強化する。その結果、森林セクターとその他のセクター連関を十分に考慮し、樹木及び森林が、ミレニアム宣言に含まれる開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成に完全に貢献するようにする。我々は国連森林フォーラム第 6 回会合における議論に期待する。
- k) アジェンダ 2.1 及びヨハネスブルグ実施計画に従い、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、国際的な化学物質管理のための自発的な戦略的アプローチを採択及び実施することにより、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指し、ライフサイクルを通じた化学物質及び有害廃棄物の健全な管理を促進する。また、技術及び資金協力を適切に行うことにより、開発途上国が化学物質及び有害廃棄物の適正な管理を行う能力を高めることを支援する。
- l) 海洋に関連する問題に取り組むためにあらゆるレベルにおける協力と連携を一体的に向上させ、海洋の統合管理及び持続可能な開発を促進する。
- m) 手頃な価格の住居や住居関連インフラのために、より多くの資源を投入することの緊急の必要性を認識し、スラム化の防止とスラムの改善を優先させつつ、2020 年までに、少なくとも 1 億人のスラム住民の生活を大幅に改善する。また、国連人間居住

財団及びそのスラム改善ファシリティへの支援を促進する。

- n) 開発途上国との協力を促進する地球環境ファシリティ(GEF)の極めて重要な役割を確認し、本年の増資が成功裏に行われ、第3次増資からのすべての未解決のコミットメントが成功裏に決着することを期待する。
- o) 小島嶼開発途上国を通過する放射性物質の輸送を停止することが小島嶼開発途上国及びその他の一部の国々の究極的に望ましい一つの目標であることに留意するとともに、国際法に従って行われる航行の自由の権利を認識する。加盟国は、放射性物質の安全な海上輸送に関連し、相互理解、信頼醸成及び円滑なコミュニケーションの増進のために、特に国際原子力機関(IAEA)及び国際海事機関(IMO)の支援の下、対話と協議を維持すべきである。放射性物質の輸送に関与している加盟国は、小島嶼開発途上国及びその他の一部の国々の懸念に取り組むため、これらの国々との対話を継続することが要請される。これらの懸念には、このような輸送に係わる安全、情報公開、法的責任、保安および補償を高めるための国政的な規制体制を適切なフォーラムにおいて一層発展させ、強化することが含まれている。

HIV/エイズ、マラリア、結核及びその他の保健問題

57. 我々は、HIV/エイズ、マラリア、結核、その他の感染症が、全世界に重大なリスクをもたらし、開発目標の達成に対する深刻な課題となっていることを認識する。我々は、これらの疾病やその他の新たに発生しつつある保健に関する課題に、国際社会の持続的な対応が求められていることを認識しつつ、国際社会が多大な努力と財政的な貢献を払ってきたことを確認する。このために、我々は、以下をコミットする。

- a) 2015年までに保健関連MDGsを達成するために十分な保健従事者やインフラ、管理システム、必需品を供給することを目的として、既存のメカニズムを基に、及びパートナーシップを通じて、途上国及び移行経済国の保健システムを改善するための投資を増額する。
- b) 成人や若者がHIV感染リスクから自らを守る能力を強化するための措置を講ずる。
- c) 予防・ケア・治療・サポートといった広範な分野をカバーした包括的対応や、国内・二国間・多国間及び民間部門の追加的資金の動員、世界エイズ・結核・マラリア対策基金や国連諸機関の作業プログラムといったHIV/エイズ部門に対する実質的な資金支援をスケールアップしつつ、より強力なリーダーシップを通じてHIV/エイズに関する誓約宣言により確立された全てのコミットメントを完全に実施する。
- d) 必要とする全ての人々が2010年までに治療を受けられるという目標に可能な限り近づくために、資金の拡大を通じたものも含め、HIV予防・治療・ケアを一にしたパッケージを策定、実施する。また、差別の解消、購入可能な医薬品へのア

クセスの拡大、H I V / エイズやその他疾病によって影響を受ける人々、特に、エイズ遺児や弱い立場にある子供、老人の脆弱性の減少に向けて取り組む。

- e) 世界保健機関 (W H O) の世界的伝染病発生警戒・対応ネットワーク (G O A R N) を支援する必要性を含め、2005年5月の第58回世界保健総会によって採択された国際保健規則に基づく義務を完全に実施することを確保する。
- f) 全てのパートナーの支援を調整するにあたっての基礎となる一つの合意されたH I V / エイズ枠組み、広範な複数の分野に跨る権限を有する一つのエイズ調整機構、一つの国レベルのモニタリング・評価システムによって、複数の機関や国際的なパートナーの全てが取り組むことを確保するといった方法を含め、全ての国においてThree Ones原則を実施するために積極的に取り組む。我々は、国際機関及び国際ドナー間のエイズ対策に係る調整を改善することに関するグローバル・タスクチームの重要な提言を歓迎し、支持する。
- g) 国際人口・開発会議で設定されたとおり、2015年までに全ての人のリプロダクティブ・ヘルスへのアクセスを実現する。また、妊産婦死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、幼児死亡率の削減、ジェンダー平等の促進、H I V / エイズの蔓延防止や、貧困の撲滅を目的とした国連ミレニアム宣言に盛り込まれている目標を含め、国際的に合意された開発目標を達成するための戦略にこの目標を統合する。
- h) 学術的及び産業上の研究や、新しいワクチン、殺微生物剤、診断用キット、医薬品、主要感染症・熱帯病・鳥インフルエンザやS A R Sといったその他の疾病に対処するための治療方法開発のために、適当な場合、官民パートナーシップ (P P P) も含めて、長期的な資金支援を促進する。また、適当な場合、ワクチン事前購入買取制度 (A P C) のようなメカニズムを通して市場のインセンティブに関する取組を前進させる。
- i) 特に最も著しい影響を受けている国においてマラリアや結核に緊急に対応する必要性を強調し、この関係で、二国間及び多国間によるイニシアティブに係る全ての努力をスケールアップすることを歓迎する。

ジェンダー平等及び女性の地位向上

58. 我々は、女性にとっての発展がすべての人々にとっての発展であると確信する。我々は、北京宣言及び行動綱領の開発目標や諸目標及び第23回国連特別総会の成果の完全かつ効果的な実施が、ミレニアム宣言に盛り込まれた開発目標や諸目標を含め、国際的に合意された開発目標の達成に不可欠な貢献であることを再認識する。また、以下の取組によりジェンダー平等を促進し、広範囲のジェンダー格差を是正することを決意する。

- a) 可能な限り早期に、初等・中等教育における男女格差を解消し、2015年までに、

全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。

- b) 財産の所有及び相続に関する女性の自由かつ平等な権利を保証し、土地の安全な保有及び女性の居住を確保する。
- c) リプロダクティブ・ヘルスへの平等なアクセスを確保する。
- d) 労働市場、持続的雇用、及び適切な労働保護への女性の平等なアクセスを促進する。
- e) 土地、クレジット、及び技術を含む生産的な資産や資源への女性の平等なアクセスを確保する。
- f) 処罰を免れることをなくすことにより、また、国際人道法及び国際人権法における国家の義務にしたがって、文民、特に武力紛争中及びその後の女性や女兒の保護を確保することにより、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別や暴力を除去する。
- g) 政治過程への完全な参加のため平等な機会を確保することを含め、政府の意思決定機構における女性の代表を増やすことを促進する。

59. 我々は、ジェンダー平等を実現するためのツールとしてジェンダー主流化の重要性を認識する。この目的のために、我々は、政治、経済、社会のあらゆる分野における政策及びプログラムの企画、実施、モニタリング、評価において、ジェンダーの視点の主流化を積極的に推進することを約束し、さらに、ジェンダー分野において国連システムの対応能力を強化することを約束する。

開発のための科学技術

60. 我々は、情報通信技術を含んだ科学技術が、開発目標を達成する上で極めて重要であること、並びに国際的な支援は、開発途上国が技術的な進歩から利益を得て生産能力を拡大する上で助けとなることを認識している。したがって、我々は以下のことにコミットする。

- a) 保健、農業、保全、天然資源の持続可能な使用及び環境の管理、エネルギー、森林並びに気候変動の影響の分野における開発途上国の特別なニーズに対応するために、公的部門と民間部門の間の自発的なパートナーシップを通じるなどして、現存のメカニズムを強化し、高め、研究開発支援イニシアティブを支援する。
- b) 環境上適正な技術及び調和するノウハウを含めた技術に対する取得並びに開発、移転及び普及を、適当な場合に開発途上国に対して促進し、容易にする。
- c) 開発のための国内的なキャパシティ・ビルディングの主要な原動力である、人的資源及び科学技術のための国内戦略を、開発途上国が促進し開発する努力を助ける。

- d) 太陽光、風力、地熱といった再生可能エネルギー源を開発するさらなる努力を促進し支援する。
- e) 国内的及び国際的レベルで、知識を高め、双方が合意する形で技術を移転し、かつ生産性を向上させるような公的及び民間双方の国内及び海外投資を呼び込むための政策を実施する。
- f) 環境上持続可能な方法によって農業生産性を向上させるために、開発途上国が新たな農業技術を利用する個別的及び集団的な努力を支援する。
- g) デジタル・デバイドを解消することを支援するため、全ての人々のためにデジタル機会を増大させる人間中心及び包含的な情報社会を築くこと、情報通信技術の潜在能力を開発の目的に置くこと、並びに世界情報社会サミット(W S I S)のジュネーブ・フェーズの結果を実施し、2005年11月チュニスにおいて開催されるW S I Sの第二段階の成功を確かなものとすることによって、情報社会の新たな課題に取り組む。
- h) この点に関し、デジタル連帯基金の創設を歓迎し、その資金への自発的拠出を奨励する。

移民と開発

- 6 1 . 我々は、国際的移民問題と開発との間の重要な結びつき、並びに移民問題が出発国、目的地国及び通過国に対してもたらす挑戦と機会に取り組む必要性を確認する。我々は、国際的移民問題が国際社会に対して挑戦と共に利益をもたらすものであることを認識する。我々は、2006年に開催される国際的移民と開発に関する国連総会ハイレベル対話に期待しており、このハイレベル対話は、開発面での利益を最大化し否定的な影響を最小化するための適切な手段と方法を明らかにするために、国際的移民と開発の問題の多面的な側面について議論する機会をもたらすものである。
- 6 2 . 我々は、移民、移民労働者及びその家族の人権の尊重及び保護を確保するための手段をとる決意を再確認する。
- 6 3 . 我々は、開発途上国への移民による送金のコストを減少させるための政策を採用し、手段をとる必要性を再確認し、この点での政府及び関係者の努力を歓迎する。

特別なニーズを有する諸国

- 6 4 . 我々は、後発開発途上国の特別なニーズに取り組むコミットメントを再確認し、全ての国及びブレトン・ウッズ機関を含む全ての国連関係機関に対し、2000年代の後発開発途上国のためのブラッセル行動計画の目標とターゲットを期限内に

満たすべく、調和的な努力を行い迅速な措置をとることを呼びかける。

- 6 5 . 我々は、内陸開発途上国の特別なニーズ及び直面する課題を認識し、故にアルマティ行動計画及び第 1 1 回国連貿易開発会議において採択されたサンパウロ・コンセンサスを完全に適切な時期に、効果的な実施を通じてこれらのニーズ及び課題に早急に取り組むとの我々のコミットメントを再確認する。我々は、アルマティ行動計画の実施状況を計るための指標のための時間費用方法論の策定に向けて、国連地域委員会及び国機関が行う作業を奨励する。我々は、内陸開発途上国がその経済を多角的貿易体制に統合する努力を行う上で直面する特別な困難と懸念についても認識する。この点に関し、アルマティ閣僚宣言及び「アルマティ行動計画：内陸開発途上国及び通過開発途上国の通過輸送協力のための新たな国際的枠組における内陸開発途上国の特別なニーズへの対処」の完全で、適切な時期の実施に優先度が与えられるべきである。
- 6 6 . 我々は、小島嶼途上国の特別なニーズ及び脆弱性を認識し、小島嶼途上国の持続可能な開発のための行動計画、バルバドス行動計画の再検討のための国際会議において採択された、モーリシャス戦略、及び第 2 2 回国連特別総会の成果の完全かつ効果的な実施を通じて、これらの需要及び脆弱性に取り組むための迅速かつ具体的な行動をとるとの我々のコミットメントを再確認する。我々はさらに、とりわけ国内的及び国際的資金の動員、開発の原動力としての国際貿易の促進、及び資金面及び技術面での国際協力の拡大を通じて、モーリシャス戦略の実施のための国際的協力及びパートナーシップの拡大の促進に取り組む。
- 6 7 . 我々はまた、紛争後の国々及び自然災害から復興しつつある国々が開発目標を達成するために、継続的で調整されかつ効果的な国際支援の必要性を強調する。

アフリカの特別なニーズへの対応

- 6 8 . 我々は、アフリカ諸国のコミットメントの履行の相当な進展を歓迎するとともに、持続可能な成長と開発を促進し、民主主義、人権、良い統治及び健全な経済運営とジェンダーの平等を深化させるため、NEPADの実施を前進させる必要性を強調し、アフリカ諸国が、市民社会及び民間部門の参加も得つつ、ガバナンスと地域の発展のための制度を発展・強化することによって、かかる努力を継続することを促し、さらに、2010年までにアフリカ向けODAの年間250億ドル増加につながるコミットメントを含む、G8諸国やEUを含むアフリカのパートナーによる最近のアフリカの開発努力への支援決定を歓迎する。我々は、2015年までにミレニウム宣言の目標のいずれも達成できる見込みのない唯一の大陸であるアフリカが世界経済の主流に加わるようにするため、アフリカの特別なニーズに対処するという我々のコミットメントを再確認し、以下を決意する。
- a) NEPADの枠組みの中でアフリカの指導者達によって作成されたプログラムに対して、国内・国外の資金動員及び多国間金融機関によるプログラムの承認の促進を

含む、一貫した支援を提供することによって、NEPADとの協力を強化する。

- b) 2015年までに全ての児童に、基礎的な保健医療のみならず、完全かつ無料で質の高い初等義務教育へのアクセスを保証するというアフリカのコミットメントを支援する。
- c) アフリカにおける公共及び民間のインフラ投資を促進するため、アフリカ連合(AU)、世界銀行及びアフリカ開発銀行(AfDB)が参加し、NEPADを主要な枠組みとする、国際的なインフラ・コンソーシアムの設立を支援する。
- d) アフリカ諸国の対外債務問題に対する、包括的かつ持続的な解決策を促進する。これは、最近のG8によるHIPCイニシアティブに関する提案に伴う多国間債務の100%削減、また、適切な場合には、ケース・バイ・ケースで、持続不可能な債務を抱える非HIPCアフリカ諸国に対する債務免除または債務再編を含む相当程度の債務救済などを通じて行われる。
- e) 的を絞った貿易関連キャパシティ・ビルディングのプログラム等により、アフリカ諸国を国際貿易システムに完全に統合するよう努力する。
- f) 一次産品に依存したアフリカ諸国による一次産品部門の再構築、多様化及び競争力の強化の努力を支援し、一次産品価格のリスク管理面で民間部門の参加も得つつ、市場原理に基づく取極に向けて取り組むことを決定する。
- g) アフリカの「緑の革命」の一環として、NEPADの包括的アフリカ農業開発計画に規定されているとおり、持続可能な形で、農業生産性を上げるためのアフリカ各国及び諸国全体の努力を補完する。
- h) アフリカ連合と準地域機関が国連の支援も受けつつ行っている、紛争の予防、調停及び解決のための取り組みを促進及び支援し、この点に関し、アフリカの平和維持に支援を提供するとのG8諸国の提案を歓迎する。
- i) アフリカにおけるエイズ、マラリア及び結核のない世代の実現を目的として予防・ケアに対する支援並びに2010年までにアフリカ諸国におけるHIV/エイズ治療への普遍的なアクセスを与えるという目標に可能な限り近づくための支援を供与し、また、製薬会社に対し、アフリカにおいて、抗レトロウイルス薬を含む薬品が購入、入手しやすくなるよう働きかけ、さらに、保健システムの強化を通じてアフリカにおけるマラリア、結核及び他の感染症と闘うため、可能な場合は贈与での、二国間及び多国間の援助の増加を確保する。

III. 平和と集団安全保障

- 69 . 我々は、緊急かつ集団による、より決然とした対応を必要とするあらゆる類いの脅威に直面していることを認識する。
- 70 . 我々はまた、そのような脅威に取り組むためには、国連憲章にしがたい、国連の主要機関がそれぞれのマンデートの範囲内で協力することが必要であることを認識する。
- 71 . 我々は、相互依存的かつグローバルな世界に暮らしていること、現代の脅威の多くは国家の枠組みを越え、相互に関連していることから、またそれらの脅威に対しては、国連憲章及び国際法にしがたい、世界、地域及び国家レベルで取り組まなければならないことを認識する。
- 72 . したがって、我々は、多くの脅威が相互に関連しており、開発、平和、安全保障及び人権は相互に補強し合う関係にあること、いかなる国家も一国のみで自らを万全に防御することはできないこと、また、全ての国家が効果的で効率的な集団安全保障システムを必要としているという認識に基づき、国連憲章の目的と原則に従って、安全保障に関するコンセンサスに向けて取り組むとのコミットメントを再確認する。

紛争の平和的解決

- 73 . 我々は、適当とされる場合には国際司法裁判所の活用を含め、国連憲章第6章にしがたい、平和的手段によって紛争を解決する各国の義務を強調する。全ての国は、国連憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言にしがたい行動しなければならない。
- 74 . 我々は、国連憲章の目的と原則にしがたい武力紛争の予防を行うことの重要性を強調し、全世界の人々が直面し相互に関連している安全保障及び開発の課題に効率的に取り組むための手段として、武力紛争の予防の文化を促進するとともに、武力紛争の予防に対する国連の能力強化を行うというコミットメントを厳かに新たにする。
- 75 . 我々はまた、武力紛争の予防及び紛争解決のための一貫性のある統合アプローチを取ることの重要性、及び、安全保障委員会、総会、経済社会理事会及び事務総長が、憲章によってそれぞれ委託された権限の範囲内で活動を調整する必要性を強調する。
- 76 . 紛争の調停などにおける事務総長のあっせんの重要な役割を認識し、我々は、事務総長が、この分野における自らの能力強化のために行っている努力を支持する。

憲章下での武力行使

- 77 . 我々は、国際関係において、国連憲章と両立しないいかなる形での武力による脅

威や武力の行使も慎むという全加盟国の義務を改めて表明する。我々は、国連を導いている目的及び原則の一つが、国際平和と安全を維持すること、人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること、世界平和を強化するその他の適当な措置をとること、そのために我々は、平和に対する脅威を予防・除去し、また侵略行為や平和の破壊を抑止するために、効果的な集団的措置をとること、正義の原則と国際法に従い、平和的手段によって、平和の破壊につながるおそれのある国際紛争や国際情勢の調整や解決をもたらすことであることを改めて表明する。

- 78 . 我々は、多国間プロセスを促進、強化すること、国連憲章及び国際法の原則を遵守することによって国際的な課題や問題に取り組むことの重要性を改めて表明し、さらに多国間主義への我々のコミットメントを強調する。
- 79 . 我々はまた、国連憲章の関連条項は、国際の平和と安全に対する様々な脅威に対処するのに十分であることを再確認する。我々はまた、国際の平和と安全を維持・回復させるための強制的な行動をとる権限を付与する安全保障理事会の権限を再確認する。我々はまた、国連憲章の目的と原則に沿って行動することの重要性を強調する。
- 80 . 我々は、安全保障理事会が国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を有することを再確認する。我々は、国連憲章の関連する条項に従って国際の平和と安全を維持することに関連する総会の役割に留意する。

テロリズム

- 81 . 我々は、いかなる形態や目的のテロリズムも、実行者、実行場所あるいは目的の如何を問わず、国際の平和及び安全に対する最も深刻な脅威の一つとして、強く非難する。
- 82 . 我々は、事務総長がテロ対策戦略の要素を特定したことを歓迎する。テロリズムの拡散が助長されている状況に鑑み、国家、地域、国際的なレベルにおけるテロに対抗するための包括的で調整された一貫性のある対応を推進するための戦略を採用し、実行するとの観点から、これらの要素は総会により遅滞なく発展されるべきである。この点において、我々は、文明間の対話、寛容性及び理解を促進するさまざまな取り組みを賞賛する。
- 83 . 我々は、第60回会期中に包括テロ防止条約に合意し、締結するためにあらゆる努力を払う必要性を強調する。

84. 我々は、あらゆる形態や目的のテロへの国際的な対策を構築するために、国連主催のハイレベル会議を開催するという問題を討議すべきであると認識する。
85. 我々は、テロと闘うための国際的な協力は、国連憲章や関連諸条約を含め国際法に沿って実行されなければならないことを認識する。加盟国は、テロと闘うために執るいかなる措置も、国際法、特に国際的人権、難民及び人道法の下のある義務を遵守するものであることを確保しなければならない。
86. 我々は、テロ活動を組織し、資金援助し、促進し、訓練を提供し、若しくは支援することを慎むこと、及び加盟国の領域がテロ活動に利用されないよう適切な措置を執ることについての、加盟国に対する我々の要請を再確認する。
87. 我々は、テロとの闘いにおける国連の果たす重要な役割を認識し、特に技術交換や法執行協力に関する実務レベルでの地域的及び二国間協力が極めて重要であることを強調する。
88. 我々は、国連を含めた国際社会に対し、自国及び地域的なテロ対処能力を向上させようとしている加盟国への支援を、要請する。我々は、総会及び安全保障理事会が、各々の権限の範囲内で、テロとの闘いを進めている加盟国を支援し、国連による活動の調整を推進するための国連システムの能力強化のために、事務総長が総会及び安全保障理事会に提案を提出することを要請する。
89. 我々は、テロの犠牲者を支援し、犠牲者とその家族に彼らの損失と苦痛に対処するために支援を提供することの重要性を強調する。
90. 我々は、加盟国の報告の責務を強化すること及びテロ対策に関する各補完的組織の異なる権限を重視し、尊重することを含め、安全保障理事会にテロ対策に関する監視及び執行的役割を強化するための方法を考慮するよう要請する。我々は、3つの同等の補助的機関がその責務を果たす上で、十分に協力することを約束すると共に、多くの国が関連の安保理決議を履行するにあたって、支援を必要とし続けていることを認識する。
91. 我々は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の早期発効のための努力を支持し、各国に対し、迅速に同条約を締結するとともに、その他のテロ防

止関連 1 2 条約を遅滞なく締結し、それらを履行することを強く奨励する。

平和維持

- 9 2 . 国連平和維持が紛争当事者の敵対状態の終結を助ける重要な役割を担っていることを認識し、その点における国連平和維持要員の貢献を称え、複雑な状況下での統合されたミッションの展開を含む国連平和維持において近年なされた改善に留意し、敵対状態に対抗し効果的に権限を行使するために、活動に必要な能力を付与する必要性を強調し、我々は、危機における平和維持活動を補強するためのより展開可能な能力に関する提案をさらに発展させることを要請する。我々は、国連平和維持ミッションの警察部門における一貫性のある、実効的かつ反応の良い始動力を供給するために、また、既存のミッションに助言及び知見を提供するために、常備された警察力の初期展開能力創設を支持する。
- 9 3 . 国連憲章第 8 章にある地域機関による平和と安全への重要な貢献並びに地域機関と国連との間の予見可能なパートナーシップ及び取極を構築することの重要性を認識し、そして、特に、アフリカの特別なニーズに鑑み、強いアフリカ連合 (A U) の重要性に留意し、
- 我々は、欧州連合 (E U) や他の地域的団体が行っている、迅速な展開・待機・ミッションの橋渡しなどの能力を開発する努力を支持する。
 - 我々は、A U とのキャパシティ・ビルディング 1 0 年計画の開発と実施を支援する。
- 9 4 . 我々は、2 0 0 1 年の「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための国連行動計画」の実施を支持する。
- 9 5 . 我々はまた、対人地雷禁止条約および特定通常兵器使用禁止・制限条約改正議定書 II の参加国が、それぞれの義務を完全に履行することを懇請する。我々は、そうすることが可能な国に対し、より大きな技術支援を地雷被害国に提供するよう呼びかける。
- 9 6 . 我々は、国連事務総長顧問による、国連平和維持要員による性的搾取及び虐待問題に関する勧告の重要性を強調し、右勧告に基づく関連総会決議によって採択された対策が遅滞なく完全に履行されるよう要請する。

平和構築

- 9 7 . 持続可能な平和を達成するために、紛争後の平和構築及び和解において、調整され、一貫性があり統合されたアプローチが必要であることを強調し、特定的かつ制度的なメカニズムが、紛争状態から復旧・社会復帰・復興へと向かう国々の特別なニーズに取り組み、持続可能な開発の基礎を創設することを支援するための

専用の制度的な仕組みが必要であることを認識し、そして、当該分野における国連の重要な役割を認識し、我々は、政府間諮問機関として、平和構築委員会を設立することを決定する。

98. 平和構築委員会の主要な目的は、関連する全ての主体を整理するために一堂に集結させ、資源を割り当て、紛争後の平和構築と復旧のための統合戦略を助言および提案することである。平和構築委員会は、復興、および紛争からの復旧に必要な制度構築努力に焦点を当て、持続可能な開発の基礎を創設するために、統合された戦略の開発を支援すべきである。右に加え、平和構築委員会は、国連内外の関連する全ての主体の調整を向上させるための勧告および情報を提供し、ベスト・プラクティスを蓄積し、早期の復旧活動に対する予見可能な資金調達を支援し、紛争後の復旧に対する国際社会の関心をより長く集めるべきである。平和構築委員会は、あらゆる事項において、その構成国の全会一致によって行動すべきである。

99. 平和構築委員会は、議論の成果及び勧告を、国連文書として公表し、国際金融機関を含む、関連するあらゆる機関や主体に対して入手可能とすべきである。平和構築委員会は、国連総会に年次報告を提出すべきである。

100. 平和構築委員会は、様々な形態において招集されるべきである。パラグラフ101にて言及されている組織委員会の招集のもとでの国別部会は、その構成員として、組織委員会メンバー国に加えて、以下の代表を含むメンバーとして含むべきである：

- a) 当該国
- b) 地域内で紛争後プロセスに関わる国と、救済活動及び/若しくは政治対話に関与しているその他の国、並びに関連する地域的及び準地域的な機関
- c) 復旧努力に携わる財政、部隊、文民警察の分野での主要貢献国
- d) 現地の国連の高位の代表およびその他国連の適当な代表者
- e) 適当な地域および国際金融機関

101. 平和構築委員会は手続き及び組織事項の策定に責任を有し、以下のとおり構成される常設の組織委員会を有すべきである。

- a) 常任理事国を含む安全保障理事会の構成国
- b) 地域グループから選出される経済社会理事会の構成国（紛争後の復旧を経験した国を然るべく考慮する）
- c) 上記 a) や b) で選出されていない、国連分担金及び常設平和構築基金を含む基金・計画機関への任意拠出金上位国。
- d) 上記 a)、 b)、 c) で選出されていない国連ミッションへの軍事要員及び文民警察の派遣上位国

- 102 . 事務総長の代表に加え、世界銀行、国際通貨基金及びその他の機関ドナーの代表は、それぞれの管理規則に適合した形で、平和構築委員会のすべての会合に参加するよう招かれるべきである。
- 103 . 我々は、既存の仕組みに然るべく配慮して、任意拠出による紛争後の平和構築のための多年度の常設平和構築基金を設置するよう事務総長に要請する。平和構築基金の目的は、平和構築活動を開始するために直ちに必要となる資金の確保及び復興のための適切な資金調達を含む。
- 104 . 我々は、事務局内に、既存の資源の範囲内で、平和構築委員会を支援するために有能な専門家を配置した小規模の平和構築支援事務所を設立するよう、事務総長に要請する。同事務所は最良の専門知識を利用出来るようにするべきである。
- 105 . 平和構築委員会は2005年12月31日までにその作業を開始すべきである。

制裁

- 106 . 我々は、制裁が、武力行使に頼ることなく、憲章下で、国際の平和と安全を維持する努力を行うにあたっての重要な手段であり続けることを強調し、また、制裁は、明確な目的を支援するために慎重に対象が選定されること、安全保障理事会により定められた制裁にしたがうこと、期待された結果を出すための実効性と人民や第三国に起こりうる社会経済・人道的影響を含む不利益とを比較する形での実施を確保することを決意する。
- 107 . 制裁は、明確な基準とともに、実効的に実施・監視され、適切な形で定期的に再検討され、制裁の目的を達成するために必要な期間だけ限定的に継続され、その目的が達成されれば終了されるべきである。
- 108 . 我々は、安全保障理事会に対し、事務総長の支援を得つつ、制裁の実施及び効果の監視を改善し、制裁が説明可能な方法で行われていることを確保し、監視の結果を定期的に再検討し、憲章にしたがった制裁の適用によって生じる特別な経済問題を扱うメカニズムを制定するよう、呼びかける。
- 109 . 我々はまた、安全保障理事会に対し、事務総長の支持を得つつ、制裁リストへの個人及び組織名の掲載および削除、ならびに人道的免除の認定を行う際に、公正且つ明確な手続きを確保するよう要請する。
- 110 . 我々は、制裁規定を実施するために国連を通じて国家の能力を強化する取り組みを支持する。

国境を越える犯罪

- 1 1 1 . 我々は、人の密輸や人身取引、世界の不正薬物問題、小型武器の不法な取引を含む国境を越える犯罪によってもたらされる開発、平和、安全及び人権に対する負の影響と、このような犯罪に対する国家の脆弱性の増大に対して重大な懸念を表明する。我々は、国境を越える犯罪と闘うために集団的に取り組むことを再確認する。
- 1 1 2 . 我々は、人身取引は人道に対する重大な挑戦であり続け、国際協調に基づく対応が必要であることを認識する。このために、我々は、すべての国に対し、被害者への需要を阻止し、被害者を保護するために、あらゆる形の人身取引と闘い、これを取り除くための効果的な手段を考案し、執行し、強化するよう慫慂する。
- 1 1 3 . 我々は、組織犯罪・腐敗に関する関連条約の締約国となっていない国に対しては締約国となることを、また締約後発効に至っている国については、これらの条約の規定を国内法体系に組み込み、また、刑事司法制度を強化することを含め、これらの条約を効果的に実施することを慫慂する。
- 1 1 4 . 我々は、不正薬物と不正供給との需要の双方を除去するための国際協力と国家戦略を通じて、世界の不正薬物問題を克服するとの揺るぎない決意とコミットメントを再確認する。
- 1 1 5 . 我々は、これらの課題への対処において、加盟国からの要請に応じて加盟国に対し支援を提供するための、国連薬物犯罪事務所の能力を、現在の任務内で強化することを決意する。

紛争の予防と解決における女性

- 1 1 6 . 我々は、紛争の予防と解決や平和構築における女性の役割の重要性を強調する。我々は、女性と平和と安全に関する安全保障理事会決議 1 3 2 5 (2 0 0 0 年) の十分かつ効果的な履行に対するコミットメントを再確認する。我々は、平和と安全を維持・促進するためのあらゆる努力に、ジェンダーの視点を盛り込むこと、すべてのレベルでの意志決定における女性の役割を増大させることの重要性を強調する。我々は、武力紛争の状況における全ての女性や女兒の人権侵害と性的搾取、暴力、虐待を強く非難し、ジェンダーに基づく暴力を防止し罰し、かつ報告を行う戦略を策定し、実施することにコミットする。

武力紛争下における児童の保護

- 1 1 7 . 我々は、武力紛争における児童の権利と福祉を促進・保護するためのコミットメントを再確認する。我々は、ここ数年間に達成された大きな進展と革新を歓迎し、とりわけ安全保障理事会決議 1 6 1 2 の採択を歓迎する。我々は、加盟国に対し、児童の権利条約及び武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書を批准するよう要請する。我々はまた、国際法に反する、

武力紛争下での軍隊や武装軍団への児童の徴集と使用を防ぎ、このような慣習を禁じ、犯罪化するために、必要に応じて効果的な手段をとるよう要請する。

118. 我々は、したがって、すべての関係国に対し、児童に対する重大な虐待を行った責任者の説明責任と遵守を確実にするための具体的方策をとるよう呼びかける。我々はまた、武力紛争における児童に対する、リハビリテーション及び社会復帰のための、教育を含む時宜にかなった効果的な人道支援が確実に行われるようにするとのコミットメントを再確認する。

IV. 人権と法の支配

119. 我々は、すべての人権、法の支配及び民主主義を積極的に保護・促進するよう再びコミットし、それらは関連し合い、相互に補強し、普遍的で不可分な国連の中核である価値や原則に属することを認識し、それぞれの権限に従って、人権と基本的自由を促進するよう、国連全体に対して要請する。
120. 我々は、国連憲章、世界人権宣言及び人権や国際法に関するその他の仕組みに従って、万人のすべての人権と基本的自由の普遍的な尊重及び遵守・保護を促進する義務を果たすという各国の厳粛なコミットメントを再確認する。これらの権利および自由の普遍性に疑いはない。

人権

121. 我々は、すべての人権は普遍的、不可分、相互関連的、相互依存적かつ相互に補強し合うものであり、また、すべての人権は公正かつ平等な方法で、同じ基盤のもと、同じ重要性を持って扱われなければならないことを再確認する。国家や地域の特性や多様な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性に留意しつつ、すべての加盟国は、政治的、経済的、文化的システムにかかわらず、すべての人権及び基本的自由を促進及び保護する義務を有する。
122. 我々は、国連憲章にしたがい、すべての加盟国が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国家的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位により差別することなく、すべての者の人権及び基本的自由を尊重する責任を持つことを強調する。
123. 我々はさらに、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的、及び発展の権利を含むすべての人権のすべての者による効果的な享受の確保を目的として、国連の人権機関が強化されることを決意する。
124. 我々は、国連人権高等弁務官の行動計画に留意し、国際社会が直面している幅広い人権問題、特に技術協力やキャパシティ・ビルディングの分野に関し対応

するために効果的にマンデートを実施することを可能とするために、国連人権高等弁務官事務所の強化を決定する。このため、通常予算と任意拠出金のバランスを漸進的にとっていくとの視点のもとで、今後5年間に国連人権高等弁務官事務所の通常予算を2倍にする。その際には、発展途上国のための優先度の高い他のプログラムに留意し、幅広い地域的背景や性別のバランスに基づいた有能なスタッフを通常予算内で雇用し、総会、経済社会理事会及び安全保障理事会を含む、すべての関係国連機関とのより緊密な協力を支持する。

- 1 2 5 . 我々は、より時宜を得た報告、改善及び合理化された報告手続、報告能力の拡大のための加盟国に対する技術支援、並びに人権条約体の勧告実施の更なる強化を含む人権条約体の有効性の向上を決意する。
- 1 2 6 . 我々は、国家政策に人権促進及び保護を統合し、国連システムにおける更なる人権の主流化、及び国連人権高等弁務官事務所とすべての関係国連機関とのより緊密な協力を支持することを決意する。
- 1 2 7 . 我々は、協議及び協力を通じたものを含め、地方、国家、地域及び国際的なレベルにおける世界の先住民の人権の前進に関して進展を継続し、また、国連先住民権利宣言の最終草案を可能な限り早期に採択するために提出する決意を再確認する。
- 1 2 8 . 我々は、女性及び児童の人権に特別の注意を払う必要性を認め、人権アジェンダにジェンダーや児童の保護の視点を取り入れることを含め、あらゆる可能な方法により女性及び児童の地位の向上に着手する。
- 1 2 9 . 我々は、障害者が差別なしに自らの権利を最大限に享受することを保障する必要性を認識する。我々はまた、障害者権利条約の包括的な草案を仕上げる必要性を確認する。
- 1 3 0 . 我々は、民族的、宗教的及び言語的少数派に属する人々の権利の促進と保護が、政治的及び社会的安定並びに平和に寄与し、文化的多様性及び社会の遺産を豊かにするという事に留意する。
- 1 3 1 . 我々は、適当な場合には人権教育のための世界計画の実施を通じたものも含むあらゆるレベルにおける人権教育及び学習の促進を支持し、それに関してイニシアティブを発展させることをすべての加盟国に慫慂する。

国内避難民

- 1 3 2 . 我々は、国内避難に関する指針を、国内避難民の保護のための重要な国際枠組みとして認識すると共に、国内避難民の保護を増加させるための効果的な方策をとることを決意する。

難民保護及び支援

133. 我々は、難民の移動の原因を特定するとともに、難民の安全且つ持続的な帰還をもたらす、長引く状況において難民のための持続的な解決策を見つけ、難民の移動が国家間の緊張の原因となることを避けるための努力を支持することを通じ、難民保護の原則を保護し難民の窮状を解決するための責任を保持していくことにコミットする。我々は、連帯及び責任分担の原則を再確認し、難民及びその受入を行っている社会を支援している国を支持することを決意する。

法の支配

134. 国内及び国際双方のレベルにおける法の支配の普遍的な堅持及びその実施の必要性を認識し、我々は、

- 国連憲章の目的及び原則及び国際法並びに平和的共存や国家間協力に不可欠である法の支配及び国際法に基づく国際秩序に対する我々のコミットメントを再認識する。
- 年間定例条約行事を支持する。
- 文民の保護に関する全ての条約に参加することを未だ検討していない国家にはこれを慫慂する。
- 各国に対し、女性を差別する政策や慣習を根絶する努力を続け、法律を可決し、女性の権利を保護する慣習を促進し、またジェンダー平等を促進するよう各国に要請する。
- 技術支援やキャパシティ・ビルディングを通じて、法の支配を促進する国連の活動を強化するために、事務総長が総会に提出した報告書を前提として、現存する関連手続きに従って、事務局内に法の支配支援ユニットを設置する構想を支持する。
- 国家間紛争を裁く国連の主要な司法機関である国際司法裁判所の重要な役割とその業績の重要性を認識し、まだ国際司法裁判所の管轄を受け入れていない国家に対してはそれを検討し、自由意思に基づく国際司法裁判所を通じた事務総長の紛争解決における国家補助のための信託基金を支持する等により国際司法裁判所の業務を強化する手段を検討するよう呼びかける。

民主主義

135. 我々は、民主主義は政治、経済、社会、文化制度や人生のあらゆる局面での完全な関与を決定するために人々が自由に表現した意思に基づく普遍的な価値であることを再確認する。我々は、民主主義が共通の特徴を有している一方で、民主主義のモデルは一つではなく、民主主義はどの国にも地域にも属さないことを再確認し、主権に対する十分な尊重の必要性と民族自決の権利を再確認する。我々は、民主主義、開発及びあらゆる人権や基本的自由の尊重は相互に依存し合い相互に補強し合うことを強調する。

136. 我々は、民主主義の原則や習慣を履行する国家の能力を強化することによって

民主主義を支持するというコミットメントを新たにし、国連が加盟国の要請に応えるための能力を強化するよう決意する。我々は国連の民主主義基金の設立を歓迎する。設立される諮問委員会は多様な地理的代表性を反映すべきであるということを示す。我々は、民主主義基金の実務処理の際にこの分野における国連の他の活動を確実に考慮するために事務総長に援助を求める。

137 . 我々は、関心のある加盟国に対してこの基金への拠出を真剣に検討するよう求める。

大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護する責任

138 . 各々の国家は、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。我々は、この責任を受け入れ、それに則って行動する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し助けるべきであり、国連が早期警戒能力を確立することを支援すべきである。

139 . 国際社会もまた、国連を通じ、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護することを助けるために、憲章第6章及び8章にしたがって、適切な外交的、人道的及びその他の平和的手段を用いる責任を負う。この文脈で、我々は、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じ、第7章を含む国連憲章に則り、個々の状況に応じ、かつ適切であれば関係する地域機関とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある。我々は、総会が、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任及びその影響について、国連憲章及び国際法の諸原則に留意しつつ、検討を継続する必要性を強調する。我々はまた、必要に応じかつ適切に、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する国家の能力を構築することを助け、また、危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家を支援することにコミットする考えである。

140 . 我々は、大量殺戮予防のための国連特別顧問の任務を完全に支持する。

141 . 我々は、武力戦争及び家庭内暴力、性的虐待及び搾取、並びに人身取引を含むその他のすべての形態の暴力に巻き込まれ又は影響を受ける児童の数の増加に失望を示す。我々は、これらの児童たちの状況を改善し、リハビリ及び社会復帰を支援する国の能力を強化することを目指す協力の政策を支持する。

142 . 我々は、児童に対し、児童、父母及び法定保護者の人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財

産、心身障害、出生又はその他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしに権利を尊重し、及び確保することにコミットする。我々は、加盟国に対し、優先事項として、児童の権利に関する条約の締約国となることを検討するよう要請する。

人間の安全保障

143. 我々は、人々が、自由に、かつ尊厳を持って、貧困と絶望から解放されて生きる権利を強調する。我々は、全ての個人、特に脆弱な人々が、全ての権利を享受し、人間としての潜在力を十分に発展させるために、平等な機会を持ち、恐怖からの自由と欠乏からの自由を得る権利を有していることを認識する。このため、我々は、総会において人間の安全保障の概念について討議し、定義付けを行うことにコミットする。

平和の文化及び文化間・文明間・宗教間の対話に関するイニシアティブ

144. 我々は、国連総会で採択された文明間の対話のためのグローバル・アジェンダ及びその行動計画と同様に、平和の文化に関する宣言及び行動計画、並びに宗教の違いを超えた協力に関する対話を含む文化間並びに文明間の対話に関する様々なイニシアティブの価値を再確認する。我々は、地方、国、地域、そして国際レベルにおいて平和の文化と対話を促進する行動をとることにコミットするとともに、国連事務総長に対し、実施メカニズムを強化する方策を探求し、これらのイニシアティブをフォローするよう要請する。この観点から、我々は、2005年7月14日に国連事務総長が発表した文明間同盟のイニシアティブを歓迎する。

145. 我々は、スポーツが平和と開発を促進し、寛容と理解の醸成に貢献し得ることを強調するとともに、スポーツと開発の行動計画につながるような提案について国連総会が議論を行うよう懇請する。

V. 国連の強化

146. 我々は、現代の幅広い課題に対し、国連憲章の目的と原則に従って、効果的に対処するための能力とともに、その権威と効率性を強化する観点から、国連の強化にコミットすることを再確認する。我々は、国連の政府間組織を再活性化し、21世紀の重要に適合させることを決意する。

147. 我々は、国連憲章のもとで与えられた各々のマンデートを効果的に果たすため、国連の機関が、より効果的な国連を建設するために共同で取り組む上で、協力と調整を発展させるべきであることを強調する。

148. 我々は、そのマンデートの実行を可能にするとの観点から、国連に十分で時

宜に合った資源を提供する必要性を強調する。

総会

- 1 4 9 . 我々は、国際法の基準設定及び法典化プロセスにおける総会の役割とともに、国連の主要な審議、政策立案、及び代表機関である総会の中心的地位を再確認する。
- 1 5 0 . 我々は、総会の役割と権威を強化し、総会議長の役割と指導力を強化するために、総会によって採択された措置を歓迎し、また、その目的のため、十分かつ迅速な実施を要請する。
- 1 5 1 . 我々は、国連による、調整された行動を要する時事問題に関するよりよい調整を確保するため、各々のマンデートに従った、総会と他の主要機関の間の関係強化を要請する。

安全保障理事会

- 1 5 2 . 我々は、国連憲章が定めるところにより、加盟国は、国際の平和と安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会（安保理）に負わせていること、また安保理が加盟国に代わって行動することを再確認する。
- 1 5 3 . 我々は、安保理の代表性、効率性及び透明性をより向上させ、またその実効性、正当性及び安保理の決定の実行を強化させるため、早期の安保理改革を、国連を改革するための全般的な努力における不可欠な要素として支持する。我々は、このための決定を達成するために努力を継続することにコミットし、総会に対して前記の改革に関する進捗状況を本年末までにレビューするよう要請する。
- 1 5 4 . 我々は、安保理が、安保理メンバーではない諸国の安保理の作業における関与を増大し、適当な場合には、加盟国に対するその説明責任を向上させ、その作業の透明性を拡大させるよう、その作業方法を引き続き改定することを勧告する。

経済社会理事会

- 1 5 5 . 我々は、憲章及び総会が経済社会理事会（経社理）に与えた役割を再確認するとともに、経済社会開発の課題の調整、政策レビュー、政策対話、勧告や、主要な国連の諸会議及び諸首脳会議において合意された、ミレニアム開発目標を含む国際開発目標の実施のための主要機関として、より実効的な経社理の必要性を確認する。これらの目標を達成するため、経社理は以下の機能を担うべきである。
 - a) 経済、社会、環境、人道分野のグローバルな政策と潮流に関するグローバルな対話とパートナーシップを促進する。この目的のため、経社理は、理事国のハイレベルが関

与し、国際金融機関、民間部門、市民社会が参加し、グローバルな潮流、政策、行動を生み出す質の高い場を提供する。同時に、国際的な経済、環境、社会分野の発展により良く、より速く対応するため、経社理自身の能力を向上させる。

- b) 戦略、政策及び資金調達を含む国際的な開発協力の潮流をレビューするため、ハイレベルの開発協力フォーラムを2年毎に開催する。様々な開発関係者の開発活動の一層の一貫性の促進を図り、国連の規範的活動と事業活動との結び付きを強化する。
- c) 国際的に合意された開発目標を含む、主要な国連の諸会議及び諸首脳会議の成果のフォローアップを確実に進行。(経社理下部機関である)機能委員会、地域委員会やその他国際機関からの各々の任務に沿った協力を得つつ、進捗状況を評価するための閣僚級による実質的なレビューを毎年開催する。
- d) 国連の対応の改善、調整を促進するため、自然災害を含む人道危機に立ち向かう国際的な努力を支援し、補完する。
- e) (国連の)基金、計画、その他諸機関の包括的な調整において主要な役割を果たし、これら機関の活動の一貫性を確保し、任務と活動の重複を回避する。

156. 我々は、上記の機能を十全に果たすため、経社理の作業構成、議題及び現行の作業方法は適合されるべきであることを強調する。

人権理事会

157. 我々は、国連の人権機構を一層強化するとの決意に基づき、人権理事会を創設することを決意する。

158. 同理事会は、いかなる種類の区別もなく、また公正で平等な方法によって、すべての者のすべての人権及び基本的自由の保護に対する普遍的な尊重が推進されることに責任を有する。

159. 同理事会は、甚だしく、組織的な侵害を含む人権侵害状況につき明らかにし、それについて勧告を行うべきである。同理事会はまた、国連システム内において、人権についての効果的調整及び人権の主流化を促進すべきである。

160. 我々は、総会議長に対し、理事会の任務、手続、機能、規模、構成、メンバーシップ、作業方法及び手順を定める目的で、開かれた透明性のある、包括的な協議を実施し、第60回国会期中で可能な限り早急に完了するよう要請する。

事務局及びマネジメント改革

161. 我々は、憲章の原則及び目的を効果的に遵守するために、効率的で実効性があり説明責任を果たせる事務局が必要であることを確認する。事務局職員は、憲

章第100条に従い、組織的な説明責任、透明性及び高潔さの文化の下で活動しなければならない。それゆえ、

- a) 我々は、説明責任及び監査を強化し、マネジメント能力及び透明性を向上し、倫理的行動を強化するために現在事務総長が実施している改革措置を認識し、事務総長に対し、その実施に関する進捗を総会に報告するよう要請する。
- b) 我々は、事務局の責任及び説明責任を確保する効果的で効率的なメカニズムを構築することの重要性を強調する。
- c) 我々は、憲章第101条に従い、衡平な地理的配分の原則に妥当な考慮を払いつつ、職員の採用において、最高水準の能率、能力及び誠実が最も考慮されるよう、確保することを事務総長に要請する。
- d) 我々は、国連職員の倫理的行動、より広範な資産情報の開示、及び機構内の非違行為を明らかにした者の保護の強化を確保するために事務総長が行った努力を歓迎する。我々は、事務総長に対し、現行の行動規範を厳格に適用し、全ての国連職員のための組織横断的な倫理規範を策定するよう要請する。この点に関し、事務総長が創設しようとしている独立の地位を有する倫理オフィスに関する詳細を第60回総会に提出するよう要請する。
- e) 我々は、総会で合意された優先事項及び財政規律を尊重する必要性に留意しつつ、国連が任務を遂行し目的を達成できるよう、国連に対し適切な資源を適時に提供することを約束する。我々は、全加盟国が機構の経費に関する義務を履行すべきことを強調する。
- f) 我々は、事務総長に対し、総会で合意された明確な規則と手続に従い、全加盟国の利益となるよう、効率性及び組織能力を高める観点から、情報通信技術の効果的活用を含む最適なマネジメント手法を採用し、機構が合意した優先事項を反映する任務に集中しつつ、最善かつ最も効率的な資源活用を行うよう強く要請する。

162. 我々は、憲章第97条に従い、機構の行政職員の長としての事務総長の役割を再確認する。我々は、事務総長に対し、自らの管理責任を効果的に遂行するために必要な条件及び措置を検討するための提案を総会に提出するよう要請する。

163. 我々は、国連の効果的マネジメントを向上させるための事務総長のこれまで及び現在行われている努力並びに機構刷新のための事務総長のコミットメントを歓迎する。加盟国の責務を認識しつつ、我々は、機構にとって利用可能な財政的人的資源を一層効率的に活用し、もって原則、目的及び任務をより良く遵守するために、更なる改革措置を決定する必要があることを強調する。我々は、事務総長に対し、以下の要素を含むマネジメント改革実施のための提案を、2

006年の第1四半期における審議・決定のために、総会に提出するよう要請する。

- a) 我々は、国連の予算、財政及び人的資源に関する政策、規程及び規則が機構の現在の要請に応えたものであり、効率的で効果的な活動の実施を可能とするものであることを確保するとともに、事務総長に対し、評価と勧告を2006年の第一四半期における決定のために、総会に提出するよう要請する。事務総長による評価と勧告は、人的資源マネジメント改革と予算プロセスについて既に進行中の措置を考慮しなければならない。
 - b) 我々は、国連が加盟国の現在の要請に応えられるよう、機構の活動計画を強化し改定することを決意する。このため、総会及び他の関連機関は、それらの決議に由来する5年を超えた全てのマンデートを見直し、既存の定期的な活動見直しを補完するものとする。総会及び他の機関は2006年中に、この見直しを完了し右を踏まえ必要な決定を下すべきである。我々は、事務総長に対し、早期に総会が検討できるよう、計画のシフトの可能性を含む分析や勧告によりこの見直しを促進するよう要請する。
 - c) 職員の構造及び質を改善するための勧奨退職の枠組に関する詳細な提案。右には所期の目的を確かに達成するために必要となる費用とメカニズムの提示を含む。
164. 我々は、国連の監査及び管理プロセスを大幅に改善する緊急の必要性を認識する。我々は、内部監査部の運営上の独立性を確保することの重要性を強調する。それゆえ、我々は以下の措置を講じることを決意する。
- a) 会計検査及び調査に関する内部監査部の知見、能力及び資源を緊急の課題として強化する。
 - b) 我々は、事務総長に対し、マネジメントの役割及び責任を含め、それぞれの会計検査及び監査機関の性格を適切に踏まえた独立外部評価を提出するよう要請する。この評価は、ガバナンス構造の包括的見直しの文脈で行われる。我々は総会に対し、当該評価の勧告及び事務総長が行う勧告の検討を踏まえた措置を、第60回総会の可能な限り早い段階に採択するよう要請する。
 - c) 我々は、監査機構の独立性を強化するために更なる措置が必要であることを認識する。それゆえ我々は、事務総長に対し、独立監査諮問委員会の創設に関し、その任務・構成・選任過程・専門家の資格要件を含む詳細な提案を、第60回総会に早期検討のために提出するよう要請する。
 - d) 我々は、内部監査部が、国連事務局の内部監査業務が損なわれないやり方で、内部監査業務を要請する国連諸機関にもその業務を拡大する余地があるかを精査すること

とを承認する。

165. 我々は、全ての国連要員が最高の行動水準を維持すべきことを強調し、本部及び現場において、国連要員による性的搾取・虐待に関する事務総長の不寛容政策の実施に関し現に行われている相当な努力を支持する。我々は、事務総長に対し、2005年12月31日までに、被害者支援に関する包括的アプローチに向けた提案を総会に提出するよう要請する。
166. 我々は、事務総長及び全ての意思決定機関に対し、機構の政策及び決定におけるジェンダーの視点の主流化に向け、一層の措置をとることを要請する。
167. 我々は、国連の全ての活動に従事する要員の安全に対する全ての攻撃を強く非難する。我々は、国連要員安全条約の締約国となることを検討するよう各国に要請するとともに、法的保護の対象を拡大する議定書の交渉を第60回総会中に終了する必要があることを強調する。

全組織に及ぶ一貫性

168. 我々は、国連が、地球規模の問題について類のない豊かな専門技術と資源をもたらすことを認識する。我々は、多様で補完的な活動分野における国連システムの開発関連機関、基金及びプログラムの広範な知見及び技術、そして、様々な国連の会議によって設定されたミレニアム開発目標やその他の開発目標の達成に向けてそれらが行っている重要な貢献を賞賛する。
169. 我々は、以下の手段を実施することを通じて、より強い全組織に及ぶ一貫性を支持する：

政策

- 国連システムの規範的活動と事業活動との間のつながりを強化する。
- 国連システム全体を通じて、様々な開発及び人道関連機関の理事会が、権限の付与、資源の割当てにおいて一貫した政策を追及することを確保するために、右機関の理事会への各国代表の調整を図る。
- 持続可能な開発、人権及びジェンダー等の主要な平行的な政策テーマが、国連を全体における意思決定において考慮されることを確保する。

事業活動

- 適切な権限、資源、説明責任、共通のマネジメント、プログラム及びモニタリングの枠組みを提供しつつ、特別代表、常駐調整官又は人道調整官といった国連の現場の上級代表により強化した役割を与え、国連が、現場でより効果的、効率的で一貫性のある、より実績を出せるようにすることを目的とした進行中の改革を実施する。
- 事務総長に対し、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成に向けて、国連の事業活動が、より効果的な貢献を行うべく、開発、人道及び環境分

野におけるより現場での緊密なマネジメントのあり方について加盟国が考慮する提案を含め、当該活動のマネジメント及び連絡調整を一層強化するための作業を開始することを招請する。

人道支援

- 人道性、中立性、不可分性及び独立性の人道の諸原則を支持、尊重し、また、国際法及び国内法の関連規定に従って、人道関係者に対し、支援を必要としている人びとへの安全で妨げられないアクセスを確保する。
- 自然災害に備え、また迅速に対応し、またその影響を軽減するためのあらゆるレベルでの能力を強化するため、各国、特に開発途上国が行っている努力を支援する。
- 国連の人道危機に対する対応の実効性を、特に人道支援基金の適時性、予測可能性を高めること、そのうち部分的には中央緊急回転基金を改善させることを通じて、強化する。
- さらに必要に応じ、国連の傘下で、人道的緊急事態への時宜を得た対応のために、緊急予備能力の活用のための仕組みを発展させ、改善する。

環境的活動

- 連絡調整機能の強化、政策提言及び政策ガイダンスの改善、科学的知見、知識、評価、協力及び条約への適合性の強化を伴う、国連システムにおけるより効果的な環境的活動の必要性を認識し、また、諸条約の法的自律性、事業レベルにおけるより広範な持続可能な開発の枠組みへの、能力開発を通じることを含んだ環境的活動のより良い統合を尊重し、我々は、条約機関、専門機関及び既存の機関や国際的に合意された仕組みに立脚する形で、上記の必要に対応するために、より一貫性のある制度的枠組みの可能性を探求することに合意する。

地域的機関

170. 我々は、国連憲章第8章に従って、国連と地域及び準地域機関との間のより強い関係の構築を支持する。そのために、以下を決意する：
- a) それぞれの事務局との間の公式化された合意を通じて、また適当であれば、安全保障理事会の作業に地域機関が関与する形で、国連と地域及び準地域機関との間の協議及び協力を拡張する。
 - b) 武装紛争の予防又は平和維持のための能力を持つ地域機関が、右能力を国連待機制度の枠組みの下に置く選択枝を考慮する。
 - c) 経済、社会及び文化分野における協力を強化する

国連及び議会との間の協力

171. 我々は、国連が関わるあらゆる分野において、ミレニアム宣言のあらゆる側面をさらに前進させ、国連改革の効果的实施を確保するために、特に、列国議会同盟 (IPU) を通じた形を含めて、国連と国及び地域の議会との協力を強化することを呼びかける。

地方自治体、民間セクター及び非政府組織を含めた市民社会の参加

- 172 . 我々は、開発及び人権プログラムの促進及び実施における民間セクター及び非政府組織を含めた市民社会の積極的な貢献を歓迎し、これらの鍵となる分野において、彼らが、政府、国連及びその他の国際組織と継続的に関与することの重要性を強調する。
- 173 . 我々は、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成への貢献における地方自治体の重要な役割を協調する。
- 174 . 我々は、グローバル・コンパクトによって促進されているような、責任あるビジネス慣行を奨励する。
- 175 . 我々はまた、初めて開催された、非政府組織、市民社会及び民間セクターの代表に対する総会の非公式相互ヒアリングに見られるような、これらの組織と加盟国との間の対話を歓迎する。

国連憲章

- 176 . 信託統治理事会はもはや参会しておらず、残された機能はないことを考慮し、我々は、国連憲章第13章を削除し、国連憲章第12章における同理事会への言及を削除するべきである。
- 177 . 我々は、総会決議50/52を考慮し、総会で行われた関連の議論を想起し、国連の創設にかかる深遠な大義に留意し、我々の共通の将来を見つめて、国連憲章第53条、第77条及び第107条における「敵国」への言及を削除することを決意する。
- 178 . 我々は、安全保障理事会に対し、軍事参謀委員会の構成、権限及び作業方法につき考慮するよう要求する。